

各 位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持治彦

「中国商標法制度の改正と日本企業の対応策」セミナー

～新商標法・実施条例はどのように変わり、日本企業はどのように対応すべきか～

2014 年 5 月 1 日より、第三次改正商標法が施行されました。これに伴い、商標法実施条例も改正され、改正商標法と同時に施行されました。また、関連する規則や経過規定等も既に公布・施行されており、今回の商標法制度の改正は、多岐にわたる全面的な改正となりました。

今回の改正の基本的方向性は、商標権保護の強化等を目指すものであり、日本企業としても歓迎できる点はありますが、外国のブランドが中国で第三者により冒認出願・抜け駆け登録されるようなケースに対しては、今回の改正は直接には配慮がなされていません。また、登録商標専用権侵害を理由に損害賠償請求をするためには、「過去 3 年間に中国で商標を使用したこと」が要件とされる等の改正が行われたことから、日本企業としては、「中国で商標を登録したこと」だけでなく、「中国で商標を使用したこと」の実績・証拠を残す努力がこれまで以上に必要となること等に留意が必要です。「商標の使用」概念に「出所の識別」という要件が追加されたことからしても、今回の商標法制度の改正は、日本企業に対しては不利益に作用する可能性があります。

そこで日本機械輸出組合では、2014 年 5 月 1 日以降、商標法、実施条例及び関連規則等の何がどのように変わったのか、こうした制度の変更が日本企業にどのような影響を及ぼし、それに対して日本企業はどのように対応すべきかについて解説する標記セミナーを開催いたします。

講師は、標記問題に関する屈指の専門家として知られるBLJ法律事務所の遠藤 誠弁護士をお迎えしております。各位奮ってご参加いただきたくご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

記

I. 日 時：平成 26 年 6 月 18 日(水) 14:00～16:40

II. 場 所：機械振興会館 6 階会議室 6D-1～3 (東京都港区芝公園 3-5-8)

<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

III. テーマ：「中国商標法制度の改正と日本企業の対応策

～新商標法・実施条例はどのように変わり、日本企業はどのように対応すべきか～

講 師：BLJ 法律事務所 弁護士・博士(法学) 遠藤 誠 氏

IV. 受講料：組合員 無料 / 非組合員 2,000 円

V. 定 員：120 名(先着順)

VI. 申込方法：参加ご希望の方は、6 月 16 日(月)までに、当組合ホームページのセミナー開催案内(<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm#shouhyou>) から『オンライン申込』をクリックしてお申し込み下さい。

・キャンセルされる場合は、6 月 16 日(月)まで、下記連絡先に必ずご連絡下さい。

・非組合員各位でご連絡がない場合には、受講料をご負担いただきます。後日、請求書を

お送りします。

VII. 受付方法：

- ・セミナー当日、受付にお名刺をご提出下さい(受講券は発行いたしません)。
- ・非組合員の方は、受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡しします。

以上

本件連絡先:通商・投資グループ ^{くらもと} 庫元、江川

Tel.03-3431-9348 / E-mail:tohshi@jmcti.or.jp